

平成 18 年度第 2 回総合情報基盤センター五福キャンパス運営専門部会議事要旨

日 時	平成 18 年 10 月 30 日 (月)	10 時 30 分～12 時 22 分
場 所	総合情報基盤センター会議室	
出席者	木原部会長, 林, 草薙, 古川, 橋口, 常川, 小林, 田島, 高井, 布村の各委員	
欠席者	村上, 大森, 宮部, 太田委員	
配布資料	資料 1	各部局等に設置してある HUB の交換状況
	資料 2	希望者に対する旧メールアドレスから新メールアドレスへの自動転送措置の解除について
	資料 3	経済学部夜間主コースにおける「情報処理」の開講に伴う貴センター施設の利用について (依頼)
	資料 4	プリンタの印刷枚数制限増加の要望
	資料 5	ライセンス貸し出しソフトウェア一覧
	資料 6-1	富山大学総合情報基盤センター五福キャンパス利用負担金に関する取扱い (案)
	資料 6-2	(旧) 富山大学総合情報基盤センター利用負担金に関する要項
	資料 6-3	総合情報基盤センター利用負担金基準(案)と旧総合情報基盤センター利用負担金基準比較表
	資料 7-1	平成 18 年度無線 LAN アクセスポイント設置要望表
	資料 7-2	五福キャンパス無線 LAN アクセスポイント設置箇所
	参考資料 1	富山大学総合情報基盤センター規則
	参考資料 2	富山大学総合情報基盤センター利用細則 (案)
	参考資料 3	富山大学情報ネットワーク・システム利用細則 (案)
	参考資料 4	富山大学総合情報基盤センターが運用管理する教育用端末装置を設置する端末室利用要項 (案)
	参考資料 5	富山大学総合情報基盤センター利用負担金に関する要項 (案)

1. 前回議事要旨の確認

部会長から, 前回 (平成 18 年 8 月 24 日開催) の議事要旨について確認があり, 原案のとおり了承された。

2. 報告事項

(1) 部局設置 HUB 等の更新状況について

布村委員から, 資料 1 に基づき, 各部局等に設置してある HUB の更新状況について報告があった。なお, 引き続き更新予定の HUB が理学部及び工学部にあり, 特に工学部では HUB にエラーが発生しているポートがあるため, ケーブルの現地調査を実施し問題を整理した上で HUB の更新を行っていく予定である旨説明があった。

(2) その他

○メールの自動転送措置の解除について

部会長から, 資料 2 に基づき, メール自動転送措置の解除について希望者を募集す

る予定である旨報告があった後、種々意見交換の結果、資料2の本文中「・転送中止措置の募集は今回1回のみとし、来年3月末までの間追加募集は行わない。」を削除することとした。

○授業に伴う端末室の利用時間延長について

部会長から、資料3に基づき、五福キャンパス教養教育院長から経済学部夜間主コースにおける授業の開講に伴うセンター端末室の利用について依頼があった旨説明があり、授業での利用であるため利用時間を延長して対応する予定である旨報告があった。

○工事等について

- ・部会長から、SINET3への移行に伴う機器の設置に際して一部機器の移設が必要であることが判明したため、11月25日(土)に予定されている計画停電に合わせ、機器移設を実施する予定であり、ネットワークの停止が発生する旨報告があった。
- ・部会長から、センター1階端末室とスタジオボックスとの間のドア取付工事を行った旨報告があった。
- ・部会長から、入退館システムの更新及び第1計算機室のエアコン設置工事を予定している旨報告があった。

○プリンタ印刷枚数制限の緩和について

部会長から、資料4に基づき、工学部機械知能システム工学科の授業に対するプリンタ印刷枚数制限の緩和が行われた経緯について報告があった。

○ソフトウェアライセンスの貸し出しについて

部会長から、資料5に基づき、センターから教員に貸し出しを行っているソフトウェアライセンスについて説明があった後、ウィルス対策ソフトウェアについて、1教員当たり2ライセンスまでとしているが、2ライセンスを超過してインストールしている事例が見受けられる旨報告があった。部会長から、そのため、超過1ライセンス当たり500円/年の課金により対応したい旨発言があり、種々意見交換の結果、今年度は超過ライセンスに対する課金を行わないこととした。また、次のライセンス契約について検討するため、契約数、使用数、利用希望数等の資料を作成することとした。

3. 審議事項

(1) 五福キャンパス利用負担金に関する取扱い(案)について

部会長から、五福キャンパス利用負担金に関する取扱い(案)について審議願いたい旨発言があり、引き続き、センター技術職員から資料6-1、6-2及び6-3に基づき説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

また、部会長から、前回のキャンパス運営専門部会で配布したセンター利用関係規則等(案)に寄せられた意見等を反映させた規則等(案)をお配りするので、内容等を確認していただき、意見等がある場合は11月6日(月)までにセンターへ連絡願いたい旨依頼があった。

(2) 無線LANアクセスポイントの設置について

部会長から、資料7-1及び7-2に基づき、無線LANアクセスポイントの設置について説明があった後、種々審議の結果、継続審議とし、現在設置されているアクセスポイント及び設置要望のあった場所についてセンターで現地調査の上、無線LAN利用可能範囲を図示した資料を作成することとした。